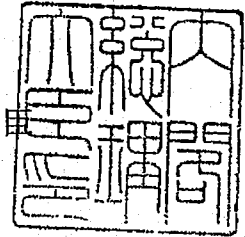




府 管 第73号-2
平成19年6月27日

独立行政法人国立公文書館長 殿

内閣総理大臣



公文書等の適切な保存のための特定の国政上の重要事項等
の指定について（通知）

標記について、別紙のとおり決定したので通知します。

公文書等の適切な保存のための特定の国政上の重要事項等の指定について

〔平成 19 年 6 月 27 日
内閣総理大臣決定〕

「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（平成 13 年 3 月 30 日閣議決定）を実施するため、下記のとおり特定の国政上の重要事項等を指定する。

記

- 阪神・淡路大震災関連施策
- オウム真理教対策
- 病原性大腸菌 O157 対策
- 中央省庁等改革
- 情報公開法制定
- 不良債権処理関連施策
- 気候変動に関する京都会議関連施策
- サッカーワールドカップ日韓共催